# 弁護士に聴く

## 判例から見る労働トラブルの防止対策

弁護士　長谷川ふき子

119

## 未成年のアイドルタレントは「労働者」？

16歳のAさんは、X社（農産物の販売及び「農産物アイドル」として活動するタレントを育成する業務を行う）に所属するアイドルグループの一員でした。Aさんは、農場やイベント会場でのライブ活動や販売応援活動を行っていました。

メンバーは、イベント内容に応じてX社が参加候補者として指定したメンバーの予定に該当するイベントを登録し、その後、メンバーがシステム上で「参加」「不参加」を選択し、都合がつかない場合や参加を希望しない場合には、メンバーは「不参加」を選択して参加しないこともできました。

AさんとX社との間には「タレント専属レギュラー契約」が締結されており、Aさんが販売応援活動を行った場合にはX社は1回2000円を支払っていました。

Aさんは、支払いを受けていた報酬額が最低賃金法上の最低賃金を下回るとして、X社に対して差額の支払いを求めました。（参照：東京高裁判決令和4年2月16日）

### 1、事案の問題点

(1)労働基準法と最低賃金法

【最低賃金法4条】使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

【労働基準法9条】この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

上記のように規定されていることから、Aさんが、最低賃金法の適用を受ける「労働者」にあたるかどうかが問題となりました。

(2)労働者にあたるか否か

①一般に、「労働者」か否かを判断する上でのポイントは「使用者の指揮命令を受けているか」、「労働の対価として報酬を受けているか」です。

②使用者の指揮命令を受けているかについては、

㋐仕事の「依頼を受けるかどうか」について諾否の自由があるか

㋑業務を行う上で指揮監督を受けるか否か

㋒勤務時間や勤務場所の拘束を受けるか

㋓他人による代替性があるか

を要素として判断されます。

③上記各要素のうち、㋐仕事の依頼を受けるか否かの諾否の自由があるかが問題とされました。

### 2、裁判所の判断

(1)裁判所は、Aさんにイベントに参加するか否かについて、諾否の自由があるとして「労働者」に該当するとは言えないと判断しました。その理由としては、

①Aさんは、イベントの9割程度に参加していましたが、「不参加」を選択した場合には、参加が強制されることは無かったこと

②Aさんは、生業としてではなく、通学しながらメンバーとしてタレント活動をしており、タレント活動を行うか否かについて諾否の自由を有していたこと

③イベントの参加を希望する者だけが「参加」を選択するため、参加人数を超えたり希望者が必要な技量を備えていない等が無い限りイベントに参加することが予定され、その後に学校行事や体調不良で参加できなくなったときには参加しないことが認められていたこと

④イベント活動に参加しなかったことを理由に罰金やペナルティが課されることは無かったこと

を挙げています。

### 3、労働省（現　厚生労働省）の通達との関係

昭和63年に発せられた通達（昭和63年7月30日基収355号、通称「光GENJI通達」）では、未成年のアイドルの労働者性について

①当人の提供する歌唱・演技などが基本的に他人によって代替できず、芸術性、人気等当人の個性が重要な要素となっており

②当人に対する報酬は、稼働時間に応じて定められるものではなく

③リハーサル・出演時間などスケジュールの関係から時間が制約されることはあっても、プロダクションとの間では、時間に拘束されない

④契約形態が雇用契約でない

場合には、労働者性が否定されるとの基準が示されています。

Aさんについてこの基準を検討してみると、判断基準は満たされ「労働者」にあたると考えられることから、通達で示された判断基準の活動の実態を重視すべきと、裁判所の判断に対する批判もなされています。

（成田・長谷川法律事務所パートナー弁護士、愛知労働局紛争調整委員）

イラスト・源　安孝